

契約保証金の取り扱いについて（波佐見町契約に関する規則第 22 条）

波佐見町と契約を結ぶ場合は、契約前に契約保証金の納付が必要です。

契約保証金は、契約者（受注者）の契約上の義務の履行を確保するために徴する担保です。

1 契約保証金の納付について

波佐見町と契約を結ぶ場合は、契約金額（消費税含む。）の 100 分の 10 以上（注 1）の契約保証金の納付が必要です。

納付された契約保証金は、業務等の完了後に受注者の請求により返還します（利子につきません）。

（注 1）単価契約の場合は、契約単価（消費税含む。）に予定数量を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上

2 複数年契約の契約保証金の扱い

(1) 長期継続契約

長期継続契約の場合は、年割最高額（1 年当たりの金額の最高額）の 100 分の 10 以上を契約保証金とします。

(2) 債務負担行為及び継続費に基づく契約

債務負担行為に基づく契約の場合は、契約金額の満額の 100 分の 10 以上を契約保証金とします。なお、継続費に基づく契約も同様とします。

3 契約保証金の免除（波佐見町契約に関する規則第 22 条第 1 項第 1 号から第 6 号）

次の各号などに該当する場合には契約保証金の納付を免除されることがあります。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

※ 損害保険会社と町を被保険者とする履行保証保険契約（注 2）を締結し、保険証券（原本）を町へ提出してください。

（注 2）保険契約では次の点に注意してください。

- ・ 契約期間の全期間にわたる保険期間とすること。
- ・ 契約金額（消費税含む。）の 100 分の 10 以上の定額てん補とすること。
- ・ 保険対象の契約の種類を確認すること。

（例）業務委託契約及び修繕契約の場合は、「建設工事以外の請負」等

物品購入契約の場合は、「売買」

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と町が工事履行保証契約を締結したとき。

※ 損害保険会社と保証委託契約を締結し、町を債務者とする公共工事履行保証証券（原本）を契約時に提出してください。

(3) 契約の相手方が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回

以上にわたって締結し、かつ、これらのすべてを誠実に履行した者であり、その者が履行しないこととなるおそれがないと認めるとき。

ア 過去2年間とは対象案件の契約日を基準とし、契約日から過去2年以内に完了したこととする。

複数年契約の場合には、履行開始から1年を経過する毎に1回の履行があったものとみなします。

イ 契約実績を証明する書類として、契約保証金免除申請書及び実績の分かる資料（契約書の写し、履行実績証明書（任意様式）等）を提出してください。ただし、波佐見町発注分については実績の分かる資料の提出は不要です。

(4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供されたとき

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合においては、売払代金が既納される時

(6) 随意契約を締結する場合において、相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき

4 契約保証金に代わる担保の提供

契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

(1) 国債、地方債

(2) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手

(3) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形

(4) 定額預金証書

(5) 鉄道債券、電信電話債券その他政府の保証ある債券

(6) 金融債券及び確実と認める社債

(7) 銀行又は契約担任者が確実と認める金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

5 その他

(1) 免除申請をする場合は、落札決定後速やかに契約担当課に申請を行ってください。

(2) 免除申請において、虚偽の申請により不正に契約保証金の免除を受けたことが判明した場合、契約解除や指名停止措置等を行うことがあります。